

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 令和4年大市教委第1241号に関する部会会議 議事要旨

1 日 時

令和4年7月25日（月曜日） 18時30分から20時35分まで

2 場 所

大阪市役所 屋上階P1会議室

3 出席者

<委員>

曾我智史部会長、澤村律子部会長代理、伊藤俊樹委員、高橋誠委員（委員五十音順）

<大阪市教育委員会>

川本総務部長、橋本連絡調整担当課長、松本総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について
- (3) その他

5 議 事

橋本：只今から、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和4年大市教委第1241号に関する部会第1回会議を開催いたします。本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます、教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長の橋本でございます。どうぞよろしく願いいたします。この第三者委員会は、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づきまして、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査や、その結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。本部会につきましては、令和4年7月12日付けで教育委員会から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付けで第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。本日は本部会の第1回の会議となりますが、まず部会委員の皆様と本事案の調査審議に加わっていただく委員及び専門委員の方をご紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定についてご議論いただきます。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等につ

いてご議論いただく予定としております。なお、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うこととなりますが、資料7の、後ほど見ていただきます、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、本部会につきましても非公開情報を取り扱う場合には会議を非公開とさせていただく必要がございます。そのため本日の会議におきましても、委員の皆様のご判断に基づき、ある時点から非公開とせざるを得ないと考えております。従いまして傍聴にお越しの皆様におかれましては、途中でご退室いただくことを予めご了承くださいませよう、よろしくお願ひいたします。それでは部会長はじめ、委員の皆様のお名前をご紹介します。恐れ入りますが、ウェブ会議でご参加の方は、私がお名前をご紹介します折に挙手をお願いしたいと思います。まず、曾我智史部会長です。続きまして、ウェブでご参加いただいております、伊藤俊樹委員です。続きまして、ウェブでご参加いただいております、澤村律子委員です。

澤村：よろしくお願ひします。

橋本：続きまして、高橋誠委員です。

高橋：よろしくお願ひします。

橋本：なお、本部会の部会長につきましては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第6条第3項の規定に基づき、令和4年7月12日付けで第三者委員会の藤木邦顕委員長により曾我智史委員が部会長ということで指名をされておりますので、この場でご報告を申し上げます。また、部会長代理につきましては、予め曾我部会長により澤村委員が指名されておりますことを併せてご報告申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、続きまして会議の開催にあたりまして、総務部長の川本よりご挨拶を申し上げます。

川本：教育委員会の総務部長の川本です。どうかよろしくお願ひいたします。本日は皆様ご多用の折、本部会第1回目の会議の方にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。また、何より本市の学校におけるいじめ対策の第三者委員会の委員としてご協力いただいておりますことに感謝を申し上げます。大阪市教育委員会におきましては、平成27年8月に策定いたしました大阪市いじめ対策基本方針を令和3年4月に一部改正いたしまして、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態が発生した際には第三者委員会による初動調査を行うことといたしております。今回の事案につきましても、既に初動調査を実施いただいたところがございますが、被害生徒及びその保護者の方より詳細調査の実施のご希望がございましたことから、本部会を設置いただくことになったものでございます。皆様の専門的な見地からの意見を賜りまして、調査審議いただきます事案への適切な対応はもちろん、今後の

学校及び教育委員会の対応につきましても改善に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

橋本：はい。それでは議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則の第6条第4項により部会長が行うこととされております。それでは恐れ入りますが、議事の進行の前に曾我部会長から一言お願いいたしたいと思っております。

曾我：はい。改めまして、曾我と申します。どうぞよろしく願いいたします。部会長としてですね、この案件担当することになりました。この案件を取り扱う上で3点大事にしたいというふうに思っています。1つ目が、まず何よりも被害を訴えておられる、当該生徒という言い方をさせていただきますけども、その当該生徒の気持ちをしっかり受け止めて、それをベースにですね、調査をしていきたいというところです。それはまずやっぱり大事にしなきゃいけないというふうに思っています。そこを中心に置いて調査にあたらなとですね、やっぱり実態解明の視点が曇るというふうに思っていますので、その旨しっかり受け止めて調査にあたってもらいたいと、これが1つ目ですね。で、2つ目としまして、やはりその事実関係をしっかり明らかにしたいというところです。これははじめに関する調査の委員会になるわけですし、はじめにあたる事実関係をしっかり調査をしたいというふうに思っております。それに伴い、学校の対応についてもしっかり事実関係を明らかにして調査をしたい。明らかにするために調査をしたいというふうに思っております。で、3点目ですけれども、学校の対応ですね。それもしっかり明らかにしたい、検証したいというふうに思っています。事実関係を明らかにする中で、教員の言動などですね、その辺が明らかになる部分が出てくるかと思うんですけども、その言動について、果たしてそれでいいのかといったことをしっかり調査をしていきたい、検証をしていきたいというふうに思っておりますので、この3点ですね、この委員会では特に大事にして調査にあたっていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。以上です。

橋本：ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行は曾我部会長にお願いしたいと存じます。お願いいたします。

曾我：それでは審議に入りたいと思っております。まずは議題の(1)、運営要綱の策定についてですが、これまでに設置されました部会の運営要綱を参考に事務局において案を作成していただいているようですので、事務局においてご説明をお願いいたします。

松本：総務課長代理の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、私の方から本部会の運営要綱案をご説明いたします。座ってご説明させていただきます。まず資料5をご覧ください。これまでに設置された部会の運営要綱と基本的に同じ内容で作成しております。まず第1条におきまして、本要綱の趣旨を定めております。次に第2条におきまして、大阪市教育委員会からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めております。第3条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めております。第4条では、会議の招集に関する手続きについて定めております。第5条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要手続きについて定めております。第6条では議事の進行について、第7条で関係者の出席、第8条で調査の実施、第9条で議事録の作成について定めております。第10条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしております。第11条では、委員の守秘義務を規定しております。第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。第13条では、本要綱に定めること以外に、部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

曾我：はい。ありがとうございます。それでは、この運営要綱案につきまして委員の皆様からご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。特によろしいですか。この要綱案は他の部会でも用いられている要綱ですね。私もこの要綱のもとに、かつて別の部会で調査したことがありますので、まあ特に問題ないかというふうに思いますけども、ご異議がなければ、いいですか。皆さんご承認いただいたということでよろしいでしょうか。頷いておられるということで、全員全会一致ということで。はい。そしたらこの案を採択しまして本部会の運営要綱というふうにいたします。今、採択しました運営要綱の中に部会の公開についての規定がありましたが、全部会共通の傍聴要領につきましても事務局から簡単にご説明いただけますでしょうか。

松本：では、私の方から本委員会の傍聴要領についてご説明いたします。資料6をご覧ください。先ほど策定いただきました運営要綱第5条におきまして、本部会は個人情報を取扱う場合を除き原則公開することとしております。資料6の傍聴要領は、一定のルールのもとで市民の皆様にご傍聴していただくというもので、第1項において傍聴にあたっての手続き、第2項において傍聴の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

曾我：はい。ありがとうございました。特にご質問大丈夫ですかね。はい。それでは、議題(2)ですね。調査審議計画及び調査手法の検討についてというところに進ませていただきます。中身についての議論に入っていきたいというふうに考えております。中身に関わることになるんですけども、資料7をご覧いただきたいのですが、本事案の内容を踏まえて検討することになりますので、資料7の審議会等の設置及び運営に関する指針の2ページですね。第7の1の(1)のアに該当するものというふうに考えますので、只今よりこの会議を非公開という扱いにさせていただきたいというふうに考えてますけれども、ご異議などございましたら挙手をお願いいたします。よろしいですかね。ご異議がないということですので、以降、非公開という形にさせていただきます。申し訳ないですけど傍聴の方々と報道関係の皆様はご退室をお願いしたいというふうに思います。

- ・ 初動調査結果の報告を行った。
- ・ 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- ・ 今後のスケジュールについて検討を行った。